

あいさつ
たすけあい
ありがとう
いいね！

志紀小だより

「あい」あふれる学校



愛あふれる「150周年記念式典(12/7)」をめざして

八尾市立志紀小学校
校長 山下 卓也

先日は、運動会のご参加ありがとうございました。子どもたちの全力の演技はいかがでしたか。「大変感動しました」というお言葉や感動の涙をいただきました。ありがとうございます。

さて、2学期は“体験の季節”です。遠足や校外学習、修学旅行など、学年ごとの行事が続きます。普段の教室とは違う環境の中で、子どもたちは友だちと力を合わせ、時にぶつかり合いながらも、心を通わせて成長していきます。行事には「人間関係を育む」という大切な目的があります。行事を通じて、互いを思いやり、信頼し合いながら、自分の居場所を確かめていっています。

いま八尾市では「非認知能力」の育成に力を入れています。人間力のことです。「努力しつづける力」「前向きさ」や「協力する力」、つまり「よりよい人間関係を育む力」です。行事の目的のひとつです。2学期はとくに「非認知能力」がぐんぐん伸びる時期、愛あふれる学校を極められる時期と考えています。成長を一緒に楽しみましょう。

ここで一つの詩を紹介します。アメリカの作家ドロシー・ロー・ノルトさんの言葉として知られる「アメリカ・インディアン」の教えです。成長における環境の大切さが、やさしく深く語られています。

批判ばかり受けて育った子は、非難ばかりします。
敵意にみちた中で育った子は、だれとでも戦います。
ひやかしを受けて育った子は、はにかみ屋になります。
ねたみを受けて育った子は、いつも悪いことをしているような気持ちになります。
心が寛大な人の中で育った子は、がまん強くなります。
はげましを受けて育った子は、自信を持ちます。
ほめられる中で育った子は、感謝することを知ります。
公明正大な中で育った子は、正義心を持ちます。
思いやりのある中で育った子は、信頼を持ちます。
人に認めてもらえる中で育った子は、自分を大切にします。
仲間の愛の中で育った子は、世界に愛をみつけます。

この詩を読むたびに、「環境の大切さ」をあらためて感じます。家庭も学校も地域も環境で、友達も家族も周りの大人すべて環境です。周りの大人のかかわり方がとても大切です。失敗してもやり直せる、がんばったことを認めてもらえる、これからもそんな志紀小学校区であり続けたいです。

今年は志紀小学校150周年の年。12月7日に記念式典を実施します。午後からは地域主催の志紀フェスもあります。どなたでも来校可能です。多くの方のご来校をお待ちしています。
志紀小学校が150年の歴史を刻むことができたのは、子どもたちを見守り続けてくださった地域や保

護者の皆さまのおかげです。これからも“愛あふれる学校”を合言葉に、子どもたちが自分の存在を肯定し、仲間と共に生きる力を育んでいけるよう、教職員一同努めてまいります。
12月7日、多くの方で志紀小学校150周年をお祝いできれば幸いです。よろしくお願いします。

11月行事予定

日	曜	行事予定	日	曜	行事予定
1	土		16	日	ニュースポーツ大会(予備)
2	日		17	月	児童集会
3	月	文化の日	18	火	1年遠足 放課後学習4年
4	火	放課後学習4年	19	水	赤い羽根募金(～11/21) チャレンジ交流会
5	水	2年遠足予備 4年認知症講座 シャオロン・多文化クラブ	20	木	おそうじ運動会 放課後学習5年
6	木	ひまわり連合運動会 4年視覚障がい者体験 トッキクラブ 放課後学習5年	21	金	おそうじ運動会 1年遠足予備
7	金	避難訓練 4年大和川出前授業 モアレ検診	22	土	
8	土		23	日	勤労感謝の日
9	日	ニュースポーツ大会	24	月	振替休日
10	月	ムーランクラブ ひまわり学級懇談会	25	火	卒業アルバム撮影(クラブ) 150周年記念寄贈品除幕式
11	火	卒業アルバム写真撮影 委員会 八尾っ子ミーティング	26	水	モアレ(もれ) 2年研究授業のため他の学年13:20下校 5～4研究授業のため15:30下校
12	水	タイピング検定 4年社会見学 1年研究授業のため他学年13:20下校	27	木	1・4年交通安全教室 色覚検査(2～6年希望者) 放課後学習6年
13	木	タイピング検定 1年人権教室 3年社会見学 6年尿検査(もれ) 放課後学習6年 トッキクラブ(高)	28	金	色覚検査(2～7年希望者)
14	金	4年遠足予備 1・2年おもちゃランド	29	土	八尾市図工作品展
15	土	ウリカラゲモイム	30	日	八尾市図工作品展

【SNSの使い方について】

SNSを巡るトラブルについては、その特性上発見が遅れ、深刻化する傾向が見られます。学校としましても子どもたちがトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、情報モラル教育にも力を入れているところではありますが、使い方については青少年インターネット環境整備法でも示されている通り、保護者の責務として、ご家庭でのルールづくり等が欠かせません。定期的にLINE等をチェックする等、保護者の監視下のもとでの使用をお願いします。裏面に文部科学省が発行しているリーフレットを載せていますので、参考にいただければと思います。

【150周年記念式典について】

12月7日(日)の記念式典についてはスペースの関係上、保護者の方々の参観はできませんが、録画した映像を当日のみ公開する予定です。お忙しい中かとは思いますが、参観ならびに志紀フェスにも足を運んでいただければと思います。なお、志紀フェスの際に今年度もPTAからもお店を出店しますので、短時間でもご協力をいただければと思います。後日アンケートを配付しますので、よろしくお願いします。

11月25日(火)に150周年を記念して地域より寄贈される物品の除幕式を行います。地域の方々に温かく見守られていることを感じ、志紀小への愛を深めてもらいたいと思います。

個人情報の流出、生活習慣の乱れ、有害サイトへのアクセス、見知らぬ人との出会いによるトラブル、ひばり・中傷・いじめ

話し合っていますか？ 家庭のルール

～安全で安心なインターネット利用のために～

文部科学省委託事業 情報モラル教育推進事業
保護者用啓発教材

はじめが大切

「本当にみんなが持っている？」

スマートフォンの利用率

小学生 ▶ 17.1%
中学生 ▶ 41.9%
高校生 ▶ 90.7%

(平成26年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府)

「みんなが持っている」と子供から言われて、スマートフォンを購入している例もあるようですが、スマートフォンの利用率は年々増加し、利用の低年齢化も進んでいます。 「みんなが持っている」とは言えません。

子供に「スマートフォンが欲しい」と言われたら

「何に利用するのか？」「なぜ必要なのか？」等、目的や理由を聞きましょう。

購入前に、スマートフォンの利用について「家庭のルール」を決めましょう。
→「家庭のルール」5ページへ

親子のコミュニケーション

家族が一緒に空間にいるのに、スマートフォンやゲーム機を使ってそれぞれが別々のことをしていることはありませんか。親子の会話が不足すると、子供が悩んでいる、その変化を見逃し、大きな問題に発展することもあります。子供に悩みや困ったことがあるときに、子供から相談できる雰囲気をつくらなくてはなりません。

子供の言葉に耳を傾け、コミュニケーションをとりましょう。

子供から相談できる雰囲気作りをしましょう。

スマートフォンやゲーム機等インターネットに接続できる機器が普及し、多くの子供たちが、それらを手にする時代になりました。それに伴い、生活習慣の乱れや、ネットいじめ等の問題、さらには、子供が犯罪の被害者や加害者になってしまうことも起きています。このようなトラブルは決して特別なことではなく、どの子供にも起こりうることです。

保護者の知らない機能を活用している子供にとっての「普通」は、保護者の「普通」とは別物と言えます。安易に「大丈夫だろう」と考える前に、インターネットの特性や危険性を正しく知り、子供たちがどのような環境でどのような機能を使っているかを把握することが大切です。

実際に子供たちがインターネットを利用する場面は、家庭が最も多いと考えられます。そのため、保護者が適切に見守り、ルールを作って守らせることは、被害から子供たちを守るために必要なことであり、保護者の責務でもあります。

このパンフレットには、インターネットの利用に当たって注意すべきことや、家庭でルールを作ることの重要性がまとめられています。是非ご活用いただき、安全に、そして賢くインターネットを利用できる子供を育てていきましょう。

〈動画の視聴と併せてこのパンフレットをご利用いただく効果的です〉
文部科学省「情報化社会の新たな問題を考えるための教材等」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm

知らなかったでは、 すまされない

インターネットの利用に関する問題・トラブル

インターネットの利用に関して、様々な問題やトラブルが起きています。

① ネット依存 ゲームや、インターネット上のコンテンツの閲覧、SNS等でのやり取り、やめられなくなるほど依存してしまい、日常生活に支障をきたしてしまっていることがあります。 ⇒親子のコミュニケーションやスポーツ、体験活動の機会も大切にしましょう。	② ネット被害 悪質なウェブサイトやアプリによって個人情報取得され、迷惑メールが届いたり、不正請求をされたりすることがあります。 ⇒個人情報の入力は、ウェブサイトやアプリが信用できるかよく確かめ、保護者の管理下でさせましょう。
③ SNS等のトラブル 匿名の行き違いや匿名の書き込みから誹謗が生じ、友人関係が悪化したり、いじめにつながりやすくなることがあります。 ⇒相手の気持ちを考えてコミュニケーションをとるよう、気を付けさせましょう。	④ 見知らぬ人との出会い インターネット上には、性別や年齢を偽って近づいてくる人もいます。 ⇒インターネットで知り合った人に個人情報を教えたり、直接会ったりすることの危険性を伝えましょう。

ゲーム機がインターネットにつながることを知っていますか？

自宅に無線LAN(Wi-Fi等)がある場合や、駅やコンビニエンスストア等、公共無線LANが設置されている場所等では、ゲーム機もインターネットにつながります。

ゲーム機のペアレンタルコントロールを設定しましょう。

ゲーム機のペアレンタルコントロール

ゲーム機には、保護者による使用制限機能が付いています。

- ゲームの年齢制限
- インターネット接続制限
- インターネットショッピングの制限
- 無線通信で送受信することの制限
- 他のゲーム機との通信の制限
- 配信動画の視聴制限 等

設定を変更するパスワードは保護者が責任を持って管理し、子供には教えないようにしましょう。

設定の変更は、必ず保護者が行いましょう。

安易な情報発信は危険です

子供たちは様々なアプリやサービスを使っています。その中の1つがSNS(インターネット上で情報を発信し、人と人をつなげるサービス)です。SNSでは、何げない会話がいじめに発展したり、不適切なコメントや写真等を投稿して、自分だけでなく他人にも迷惑をかけるトラブルが発生したりしています。実名で利用するSNSもあり、投稿の際には特に注意が必要です。

◆友達しか見えないと思って投稿した情報でも、インターネット上に発信された情報は、世界中の人から見られる可能性があります。
◆投稿した情報は、第三者がコピーしたり、別の場所に投稿し再転載したりすることはできません。
◆写真には位置情報が付いていることがあり、簡単に撮影場所を特定できることもあります。

Point1 SNSでの安易な情報発信は危険につながることを認識させましょう。

スマートフォン等のフィルタリング

フィルタリングは、有害なウェブサイトや利用させたくないアプリをブロックしてくれます。子供にスマートフォン等を利用させるときは、必ず設定しましょう。

◆犯罪に巻き込まれる子供の多くが、フィルタリングを利用していません。
◆スマートフォンでは、携帯電話の回線のフィルタリングを利用しても、無線LAN(Wi-Fi等)で接続すると、有害なウェブサイトにつながる可能性があります。

Point2 無線LAN(Wi-Fi等)を利用しているときでも、有害なウェブサイトをブロックする方法やアプリの利用を制限する方法もあります。詳しくは、携帯電話会社等に相談しましょう。

Point3 アクセスできるウェブサイトやカテゴリを個別に設定することができます。子供の成長に合わせて、利用できるサービスの範囲を広げていきましょう。

ルールを作ったあとの見直し

子供は、成長とともに、危険に対する能力も育ちます。また、進級進学や部活動、習い事等のために生活リズムや使う目的が変わり、これまでのルールでは守ることが難しくなることもあります。

Point1 子供の成長に合わせてルールを見直しましょう。
Point2 生活リズム等の変化に合わせてルールを見直しましょう。

大人も意識を高めましょう

子供は大人が日常的にインターネットを利用する姿を見ています。保護者自身が正しい使い方を示せることで、子供もそこから学ぶこともあります。

Point1 保護者自身もインターネットの知識を深め、適切な利用方法を考えましょう。

学校や保護者同士の連携を深めましょう

Point1 学校での学習内容を子供と家庭で共有しましょう。
Point2 学校の先生と話をしたり、保護者同士で情報交換をしたりして、適切な利用について考えていきましょう。

インターネットに関する問題の解決策として、何よりも大切なのは、親子のコミュニケーションです。「子供を見つめ、見守ること」大切にしましょう。

家庭のルール

保護者の責務

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」
法律にも子供にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

- 子供のインターネット利用状況を適切に把握する
- フィルタリング等の利用により、子供のインターネットの利用を適切に管理する
- 子供がインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める
- 不適切な利用により、被害、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する

子供を守る「家庭のルール」

低年齢の子供ほど危険に対処する力が低く、被害に遭う危険性が高いため、フィルタリングによる機能制限や「家庭のルール」等によって子供を守る必要があります。

ルールを作るときポイント

- 決めたルールを守れないということはないでしょう。
- ルールは大人が一方的に決めるものではなく、子供と一緒に作る大切。

Point1 「ルールがトラブルから自分自身を守ってくれる」ことをきちんと伝える。

Point2 お互いに納得できるよう、話し合って作る。

Point3 子供が守れるルールを作る。

Point4 具体的なルールを作る。

Point5 守れなかったらどうするか決めておく。

Point6 トラブルがあったら保護者に相談するよう決めておく。

「家庭のルール」チェックリスト

インターネットは生活に不可欠なものになりました。次の時代を生きていく子供たちが、新たな機器やサービスに対応し、安全に賢くインターネットを利用するために、「家庭のルール」を作りましょう。

- 「ルールがトラブルから自分自身を守ってくれる」ことをきちんと伝える。
- お互いに納得できるよう、話し合って作る。
- 子供が守れるルールを作る。
- 具体的なルールを作る。
- 守れなかったらどうするか決めておく。
- トラブルがあったら保護者に相談するよう決めておく。

ルールを作ったあとも・・・

- ◎ 子供の成長に合わせてルールを見直しましょう。
- ◎ 生活リズム等の変化に合わせてルールを見直しましょう。

相談機関・関連サイト

いじめ問題等の相談窓口
子供が被害者となるいじめの相談窓口の対応も受け付けています。
○文部科学省 24時間子供OSダイヤル 0570-0-78310(受付時間:24時間)
○法務局・地方自治体 子どもの人権110 0120-007-110(全国対応)
○被害者支援センター 子どもの人権110 0120-007-110(全国対応)
○被害者支援センター 子どもの人権110 0120-007-110(全国対応)
○被害者支援センター 子どもの人権110 0120-007-110(全国対応)

生活の安全や不安に関する相談窓口
子供や保護者が安心してインターネットを利用できる環境づくりに関する相談窓口です。
○被害者支援センター 子どもの人権110 0120-007-110(全国対応)
○被害者支援センター 子どもの人権110 0120-007-110(全国対応)

買い物等のお金についてのトラブル
インターネット上でのお金に関するトラブルの相談も受け付けています。
○消費者庁 消費者ホットライン 188(受付時間:平日10時～12時、13時～16時)

民間関連サイト
安心ネットづくり促進協議会
インターネットを安全に利用するために必要な情報提供をしています。
<http://www.goed-net.jp/>

内閣府「青少年のインターネット利用環境の整備について」
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりに関する相談窓口です。
<http://www.mext.go.jp/youth/youth-ham/koh/>

文部科学省「青少年を取り巻く有害情報対策に向けて」
子供向けにインターネットを利用する際の注意事項の提供をしています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kute/haisaku/